

北九州市農業委員会
第16回東部部会会議（令和6年度11月部会会議）議事録

1 日 時 令和6年11月8日（金）午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 11名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
榑野保博	古田俊策	中村治雄	清水正人
澤水理佳	稲光進	八木田経二	

農地利用最適化推進委員 19名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	村田紘	酒井一生	古田仁重
瀬戸克哉	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員 1名

平林秀美

4 事務局出席者

藤石 事務局長 田上 係長 飛松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第83号	使用貸借権の解約について	1件
報告第84号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第85号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第86号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	7件
報告第87号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件

【議 案】

議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和6年度 第16回東部部会会議を開会します。

会議の効率的な運営の観点から、報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略します。議案書は事前に皆さまに送付され、ご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましてはご承認願います。

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の8ページをお開きください。議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項、小倉南区曾根新田南地区担当の澤水委員、報告をお願いします。

澤水委員

議案第43号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、曾根新田南の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項及び第3項、小倉南区徳吉南及び大字合馬地区担当の私、中村から報告します。

議案第43号第2項及び第3項について、いずれも、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、第2項は徳吉南の申請地、第3項は大字合馬の申請地において、それぞれ水稻栽培を行う計画です。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

それでは、第4項、小倉南区隠蓑地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員

議案第43号第4項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、隠蓑の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。親族同士で、譲渡人が農業を廃止するため全部贈与となっております。以上、報告いたします。

部会長

次に、第5項及び第6項、小倉南区大字曾根及び中曾根東地区担当の澤水委員、報告をお願いします。

澤水委員

議案第43号第5項について、譲渡人の父から譲受人の子へ、贈与により経営の一部を移譲するもので、大字曾根及び沼南町の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

続いて、第6項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、中曾根東の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長	次に、第7項、小倉南区大字山本地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。
藤堂委員	<p>議案第43号第7項について、譲渡人から譲受人の兄弟間で贈与するもので、大字山本の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	次に、第8項、小倉南区大字小森地区担当の椰野委員、報告をお願いします。
椰野委員	<p>議案第43号第8項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、大字小森の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。譲渡人は譲受人の分家で、両親も亡くなって、以前から譲受人が手伝っているそうです。譲渡人が農業を出来ないということで贈与するという事です。以上、報告いたします。</p>
部会長	ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議は無いようですので、議案第43号につきましては、許可と決定いたします。
	<p>続きまして、議案書の11ページをお開きください。議案第44号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。</p>
稲光調査長	<p>議案第44号第1項について、第2東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地ですが、既存の集落に接続して建てる住宅に関する規定により、農家住宅として農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
部会長	ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声)
	<p>ご異議は無いようですので、議案第44号につきましては、許可相当と決定いたします。</p>
	<p>以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、6番古田俊策委員と8番清水委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございませんか。ほかになければ、これで令和6年度第16回東部部会会議を閉会します。</p>

上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和6年11月8日